



2025年10月

企業会計基準公開草案第89号

金融商品に関する会計基準（案）

企業会計基準公開草案第89号「金融商品に関する会計基準（案）」

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（最終改正2019年7月4日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
<p>企業会計基準第10号</p> <p>金融商品に関する会計基準</p> <p style="text-align: center;">〔 1999年（平成11年）1月22日 企業会計審議会 〕</p> <p>改正2006年（平成18年）8月11日 改正2007年（平成19年）6月15日 改正2008年（平成20年）3月10日 改正2019年7月4日 <u>最終改正20XX年XX月XX日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第10号</p> <p>金融商品に関する会計基準</p> <p style="text-align: center;">〔 1999年（平成11年）1月22日 企業会計審議会 〕</p> <p>改正2006年（平成18年）8月11日 改正2007年（平成19年）6月15日 改正2008年（平成20年）3月10日 <u>最終改正2019年7月4日</u> 企業会計基準委員会</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>本会計基準は、2024年11月1日までに公表された次の会計基準等による修正が反映されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」（2022年10月28日改正）</u> ・ <u>移管指針「移管指針の適用」（2024年7月1日公表）</u> ・ <u>「2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の修正について」（2024年11月1日公表）</u> </div>

公開草案	現行
<p>目 的</p> <p>2. 本会計基準の適用にあたっては、以下も参照する必要がある。</p> <p>(1) 移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」<u>（以下「金融商品実務指針」という。）</u></p> <p>(2) 企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」</p> <p>(3) 企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」</p> <p>(4) 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第19号」という。）</p> <p>(5) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）</p> <p>(6) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）</p> <p>(7) <u>企業会計基準適用指針第XX号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針」（以下「予想信用損失適用指針」という。）</u></p>	<p>目 的</p> <p>2. 本会計基準の適用にあたっては、以下も参照する必要がある。</p> <p>(1) 移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」</p> <p>(2) 企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」</p> <p>(3) 企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」</p> <p>(4) 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「企業会計基準適用指針第19号」という。）</p> <p>(5) 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）</p> <p>(6) 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）</p> <p>（追 加）</p>

公開草案	現行
<p>会計基準</p> <p>IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等</p> <p>1. 債 権</p> <p>14. <u>債権の貸借対照表価額は、原則として取得価額から予想信用損失^(注5-2)に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。</u></p> <p><u>ただし、貸付金及び重要な金融要素を含む債権については、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。貸付金代替性私募債^(注5-3)については、貸付金に含めて取り扱う。</u></p> <p><u>また、リースにより生じた債権の貸借対照表価額は、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下「リース会計基準」という。）に基づいて算定された価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。</u></p> <p>(注5) <u>(削 除)</u></p>	<p>会計基準</p> <p>IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等</p> <p>1. 債 権</p> <p>14. <u>受取手形、売掛金、貸付金その他の債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。ただし、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法^(注5)に基づいて算定された価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額としなければならない。</u></p> <p>(注5) <u>償却原価法について</u></p> <p><u>償却原価法とは、金融資産又は金融負債を債権額又は債務額と異なる金額で計上した場合において、当該差額に相当する金額を弁済期又は償還期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法をいう。なお、この場合、当該加減額を受取利息又は支払利息に含め</u></p>

公開草案	現行
<p>(注 5-2) <u>予想信用損失について</u> <u>予想信用損失とは、信用損失を確率加重したものをいう。</u> <u>信用損失とは、企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額（すなわち、すべてのキャッシュ・フローの不足額）を現在価値に割り引いたものをいう。</u></p> <p>(注 5-3) <u>貸付金代替性私募債について</u> <u>貸付金代替性私募債とは、貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債をいう。</u></p>	<p><u>て処理する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>2. 有価証券 (2) 満期保有目的の債券</p> <p>16. 満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、<u>償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする</u>^(注 6)。</p>	<p>2. 有価証券 (2) 満期保有目的の債券</p> <p>16. 満期まで所有する意図をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、<u>取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法^(注 5)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない</u>^(注 6)。</p>

公開草案	現行
<p>(6) 時価が著しく下落した場合</p> <p>20. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。</p>	<p>(6) 時価が著しく下落した場合</p> <p>20. <u>満期保有目的の債券</u>、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。</p>
<p>5. 金銭債務</p> <p>26. 支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額とする。ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価をもって、貸借対照表価額としなければならない。</p>	<p>5. 金銭債務</p> <p>26. 支払手形、買掛金、借入金、社債その他の債務は、債務額をもって貸借対照表価額とする。ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法^(注5)に基づいて算定された価額をもって、貸借対照表価額としなければならない。</p>
<p>6. 金融保証契約</p> <p>26-2. <u>金融保証契約^(注8-2)の発行者においては、金融保証契約は、以下のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とする。</u></p> <p>(1) <u>予想信用損失の金額</u></p> <p>(2) <u>発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額</u></p> <p>(注8-2) <u>金融保証契約について</u></p> <p><u>金融保証契約とは、特定の債務者が金銭債務の当初又は変更後の</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p><u>条件に従って期日の到来時に所定の支払を行わないことにより契約保有者に発生する損失等を補償するために、当該保有者に対して所定の支払を行うことを契約発行者に要求する契約をいう。ただし、デリバティブに該当するものは除く。</u></p>	
<p>7. 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約</p> <p>26-3. <u>当座貸越契約及び貸出コミットメント^(注 8-3)並びにこれらに準ずる契約（以下「貸出コミットメント等」という。）の発行者においては、貸出コミットメント等は、予想信用損失の金額をもって貸借対照表価額とする。</u></p> <p><u>(注 8-3) 当座貸越契約及び貸出コミットメントについて</u> <u>当座貸越契約及び貸出コミットメントとは、金融機関等が顧客と合意した一定の限度まで現金を貸し付けることを約する契約をいう。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>8. 購入又は組成した信用減損債権</p> <p>26-4. <u>信用減損金融資産^(注 8-4)のうち、購入又は組成した信用減損債権^(注 8-5)については、本会計基準の他の定めにかかわらず、信用調整後の実効金利を用いた償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって、貸借対照表価額とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>(注 8-4) <u>信用減損金融資産について</u> <u>信用減損金融資産とは、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える 1 つ又は複数の事象が発生している債権及び満期保有目的の債券をいう。また、信用減損債権とは、対象となる金融資産が債権である信用減損金融資産をいう。</u></p> <p>(注 8-5) <u>購入又は組成した信用減損債権について</u> <u>購入又は組成した信用減損債権とは、購入又は組成した債権のうち、発生認識時に信用減損しているものをいう。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>V. 予想信用損失の算定</p> <p>1. 予想信用損失の算定方法</p> <p>27. <u>予想信用損失の算定にあたっては、期末において、債権、満期保有目的の債券、金融保証契約及び貸出コミットメント等（以下「債権等」という。）の発生認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかどうか判定する。</u></p>	<p>V. 貸倒見積高の算定</p> <p>1. 債権の区分</p> <p>27. <u>貸倒見積高の算定にあたっては、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を次のように区分する。</u></p> <p>(1) <u>経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（以下「一般債権」という。）</u></p> <p>(2) <u>経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権（以下「貸倒懸念債権」という。）</u></p> <p>(3) <u>経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（以下「破産更生債権等」という。）</u></p>

公開草案	現行
<p>27-2. <u>予想信用損失は、以下を反映する方法により算定する。</u></p> <p>(1) <u>一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りがなく確率加重された金額</u></p> <p>(2) <u>貨幣の時間価値</u></p> <p>(3) <u>過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>28. <u>予想信用損失は、第 27 項の判定に基づき次の方法により算定する。</u></p> <p>(1) <u>期末において信用リスクが著しく増大していない債権等については、12 か月の予想信用損失^(注 9-2)を算定する。</u></p> <p>(2) <u>期末において信用リスクが著しく増大している債権等については、全期間の予想信用損失^(注 9-3)を算定する。</u></p>	<p>2. 貸倒見積高の算定方法</p> <p>28. <u>債権の貸倒見積高は、その区分に応じてそれぞれ次の方法により算定する^(注 9)。</u></p> <p>(1) <u>一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。</u></p> <p>(2) <u>貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。</u></p> <p>① <u>債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法</u></p> <p>② <u>債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フ</u></p>

公開草案	現行
<p>(注9) <u>削除</u></p> <p>(注9-2) <u>12か月の予想信用損失について</u> <u>12か月の予想信用損失とは、全期間の予想信用損失のうち、債権等について期末後12か月以内に生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失を表す部分をいう。</u></p> <p>(注9-3) <u>全期間の予想信用損失について</u></p>	<p><u>ローを合理的に見積ることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法</u></p> <p>(3) <u>破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする^(注10)。</u></p> <p>(注9) <u>債権の未収利息の処理について</u> <u>債務者から契約上の利払日を相当期間経過しても利息の支払を受けていない債権及び破産更生債権等については、すでに計上されている未収利息を当期の損失として処理するとともに、それ以後の期間に係る利息を計上してはならない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p><u>全期間の予想信用損失とは、債権等の予想存続期間にわたるすべての生じ得るデフォルトから生じる予想信用損失をいう。</u></p> <p>(注10) <u>(削 除)</u></p>	<p>(注10) <u>破産更生債権等の貸倒見積高の処理について</u> <u>破産更生債権等の貸倒見積高は、原則として、貸倒引当金として処理する。ただし、債権金額又は取得価額から直接減額することもできる。</u></p>
<p>28-2. <u>全期間の予想信用損失に等しい金額により予想信用損失を算定していた債権等について、期末においては第28項(2)に該当しないと判定した場合、予想信用損失を期末における12か月の予想信用損失に等しい金額により算定する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>28-3. <u>第28項及び第28-2項にかかわらず、購入又は組成した信用減損債権については、予想信用損失を当該債権の発生の認識以降における全期間の予想信用損失の変動累計額により算定する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>28-4. <u>本会計基準第28項及び第28-2項にかかわらず、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含まない受取手形、売掛金等については、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>28-5. <u>本会計基準第 28 項及び第 28-2 項にかかわらず、以下について、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することをそれぞれ独立して選択できる。</u></p> <p>(1) <u>収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含む受取手形、売掛金等</u></p> <p>(2) <u>リースにより生じた債権</u></p> <p><u>さらに、リースにより生じた債権については、ファイナンス・リースに係る債権とオペレーティング・リースに係る債権の区分で選択することができる。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>VII-2. 注記事項</p> <p>40-A1. <u>金融商品に関する注記における開示目的は、金融商品のリスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。</u></p>	<p>VII-2. 注記事項</p> <p>(新 設)</p>
<p>40-2. <u>金融商品に係る次の事項について注記する。ただし、前項の開示目的に照らして重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>40-2. 金融商品に係る次の事項について注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p> <p>(略)</p>

公開草案	現行
<p>VIII. 適用時期等</p> <p>1. 適用時期</p> <p>41. 本会計基準の適用は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 20XX年改正の本会計基準（以下「20XX年改正会計基準」という。）は、20XX年4月1日[公表から3年程度経過した日を想定している。]以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</u></p> <p><u>(8) (7)の定めにかかわらず、20XX年4月1日[公表後最初に到来する4月1日を想定している。]以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から20XX年改正会計基準を適用することができる。なお、この場合には、20XX年改正会計基準と同時に公表又は改正された一連の会計基準等についても同時に適用する必要がある。</u></p>	<p>VIII. 適用時期等</p> <p>1. 適用時期</p> <p>41. 本会計基準の適用は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
<p>2. 経過措置</p> <p><u>44-3. 20XX年改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。</u></p>	<p>2. 経過措置</p> <p>(新設)</p>

公開草案	現行
<p>44-4. <u>20XX年改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>50-5. <u>20XX年改正会計基準は、2018年8月に公表した「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」に寄せられたコメントを踏まえ、国際財務報告基準（IFRS 会計基準）第9号「金融商品」（以下「IFRS 第9号」という。）に基づく予想信用損失モデルを採用し、予想信用損失モデルの適用範囲に合わせて限定的な分類及び測定についての定めを改正を行ったものである。詳細な開発の経緯等については、予想信用損失適用指針の結論の背景の「経緯」及び「開発にあたっての基本的な方針及び検討の概要」において記載している（予想信用損失適用指針 BC1 項から BC27 項）。</u></p>	<p>結論の背景</p> <p>経 緯</p> <p>(新 設)</p>
<p>Ⅲ. 金融資産及び金融負債の評価基準に関する基本的考え方</p> <p>67. 一方、金融負債は、借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を時価により自由</p>	<p>Ⅲ. 金融資産及び金融負債の評価基準に関する基本的考え方</p> <p>67. 一方、金融負債は、借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を時価により自由</p>

公開草案	現行
<p>に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き、債務額（ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価）をもって貸借対照表価額とし、時価評価の対象としないことが適当であると考えられる。</p>	<p>に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き、債務額（ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額）をもって貸借対照表価額とし、時価評価の対象としないことが適当であると考えられる。</p>
<p>IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等</p> <p>1. 債権</p> <p>68. 一般的に、金銭債権については、活発な市場がない場合が多い。このうち、受取手形や売掛金は、通常、短期的に決済されることが予定されており、帳簿価額が時価に近似しているものと考えられ、また、貸付金等の債権は、時価を容易に入手できない場合や売却することを意図していない場合が少なくないと考えられるので、金銭債権については、原則として時価評価は行わないこととした。一方、債権の取得においては、債権金額と取得価額とが異なる場合がある。<u>20XX年改正前の本会計基準においては、この差異が金利の調整であると認められる場合には、金利相当額を適切に各期の財務諸表に反映させることが必要であるとして、債権については、償却原価法を適用することとし、当該加減額は受取利息に含めて処理することとしていた。</u>なお、債務者の財政状態及び経営成績の悪化等によ</p>	<p>IV. 金融資産及び金融負債の貸借対照表価額等</p> <p>1. 債権</p> <p>68. 一般的に、金銭債権については、活発な市場がない場合が多い。このうち、受取手形や売掛金は、通常、短期的に決済されることが予定されており、帳簿価額が時価に近似しているものと考えられ、また、貸付金等の債権は、時価を容易に入手できない場合や売却することを意図していない場合が少なくないと考えられるので、金銭債権については、原則として時価評価は行わないこととした。一方、債権の取得においては、債権金額と取得価額とが異なる場合がある。この差異が金利の調整であると認められる場合には、金利相当額を適切に各期の財務諸表に反映させることが必要である。<u>したがって、債権については、償却原価法を適用することとし、当該加減額は受取利息に含めて処理することとした。</u>なお、債務者の財政状態及び経営成績の悪化等による債権の実質価額の減少については、</p>

公開草案	現行
<p>る債権の実質価額の減少については、別途、「V. 貸倒見積高の算定」において取り扱うこととしていた。</p>	<p>別途、「V. 貸倒見積高の算定」において取り扱うこととした（第 14 項、第 27 項及び第 28 項参照）。</p>
<p>68-2. 20XX 年改正会計基準において、予想信用損失の定めを設けるにあたり、<u>予想信用損失モデルの対象となる債権についての貸借対照表価額に関する定めの見直しを行った。債権の貸借対照表価額は、原則として取得価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする一方、予想信用損失の算定に際して貨幣の時間価値の考慮を必要とする貸付金と重要な金融要素を含む債権については、予想信用損失の算定と整合させるために、貸借対照表価額を実効金利法に基づく償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とした。なお、収益認識会計基準に従って認識した契約資産については、収益認識会計基準に定めのない会計処理は、本会計基準における債権の取扱いに準じて処理することとしていることから（収益認識会計基準第 77 項）、予想信用損失の定めが適用される。</u></p> <p><u>予想信用損失に基づく貸倒引当金の算定については、別途、「V. 予想信用損失の算定」において取り扱うこととし、「V. 予想信用損失の算定」を適用する際の指針として予想信用損失適用指針を定めている。</u></p>	<p>（新 設）</p>
<p>68-3. <u>また、20XX 年改正会計基準においては、貸付金代替性私募債について貸付金に含めて取り扱うことを定めている。貸付金代替性私</u></p>	<p>（新 設）</p>

公開草案	現行
<p><u>募債とは、貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債をいう。貸付金代替性私募債は、通常、市場で売却することは想定されておらず銀行と取引先との関係性から満期まで保有することを前提に債券を引き受けていると考えられ、その経済的な実質が貸付金とほぼ同一と考えられる。このため、貸付金と同様に予想信用損失モデルの適用範囲に含めるとともに、20XX年改正前の本会計基準における有価証券とする取扱いを見直し、貸付金に含めて取り扱うこととした（第14項第2段落参照）。なお、銀行が単独で引き受けるケースのほか、シンジケート団が引き受けるケースもこれに該当すると考えられる。</u></p> <p><u>貸付金代替性私募債の表示科目については、貸借対照表において貸付金に含めて表示するほか、貸付金と区別して表示することが考えられる。</u></p>	
<p><u>68-4. この他、20XX年改正会計基準においては、リースにより生じた債権の貸借対照表価額について、リース会計基準に基づいて算定された価額から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額と定めている。リースにより生じた債権は、金融商品と考えられる（リース会計基準BC57項）ため、予想信用損失モデルの適用対象であることを本会計基準で明確化するとともに、予想信用損失の算定と整合させるため、予想信用損失を控除する対象となる</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p><u>価額はリース会計基準に基づいて算定された価額であることを定めている（本会計基準第14項第3段落参照）。</u></p> <p><u>また、リース投資資産のうち将来のリース料を収受する権利に係る部分については、20XX年改正会計基準に含めなかったが、金融商品的な性格を有すると考えられる（リース会計基準BC57項）ため、20XX年改正会計基準のリースにより生じた債権の定めに準じて会計処理を行う。</u></p>	
<p>2. 有価証券</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>71. 企業が満期まで保有することを目的としていると認められる社債その他の債券（満期保有目的の債券）については、時価が算定できるものであっても、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要がないことから、<u>20XX年改正前の本会計基準においては、取得原価をもって貸借対照表価額とするとし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときに、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならないとしていた。</u></p>	<p>2. 有価証券</p> <p>(2) 満期保有目的の債券</p> <p>71. 企業が満期まで保有することを目的としていると認められる社債その他の債券（満期保有目的の債券）については、時価が算定できるものであっても、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要がないことから、<u>原則として、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした（第16項参照）。</u></p>
<p>71-2. <u>20XX年改正会計基準では、満期保有目的の債券の経済的な実質が貸付金と類似しているため、貸付金と同様に予想信用損失モデル</u></p>	<p>（新 設）</p>

公開草案	現行
<p>の対象とした。ここで、予想信用損失の算定の定めと整合させるため、貸付金と同様に、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とすることとした（第16項参照）。</p>	
<p>5. 金銭債務</p> <p>90. 旧商法では、金銭債務の貸借対照表価額は債務額とすることとしていたことから、1999年（平成11年）会計基準では、社債は社債金額をもってその貸借対照表価額とし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合には、当該差額に相当する金額を、資産（繰延資産）又は負債として計上し、償還期に至るまで毎期一定の方法により償却することとしてきた。</p> <p>ただし、会計上は、金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、この差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることと<u>されていた</u>。金銭債務についても、その収入額と債務額とが異なる場合、当該差額は一般に金利の調整という性格を有しているため、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることが<u>適当と考えられた</u>。</p> <p>会社法では、債務額以外の適正な価格をもって負債の貸借対照表価額とすることができることとされたことから、2006年（平成18</p>	<p>5. 金銭債務</p> <p>90. 旧商法では、金銭債務の貸借対照表価額は債務額とすることとしていたことから、1999年（平成11年）会計基準では、社債は社債金額をもってその貸借対照表価額とし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合には、当該差額に相当する金額を、資産（繰延資産）又は負債として計上し、償還期に至るまで毎期一定の方法により償却することとしてきた。</p> <p>ただし、会計上は、金銭債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、この差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることと<u>なる</u>。金銭債務についても、その収入額と債務額とが異なる場合、当該差額は一般に金利の調整という性格を有しているため、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることが<u>適当と考えられる</u>。</p> <p>会社法では、債務額以外の適正な価格をもって負債の貸借対照表価額とすることができることとされたことから、2006年（平成18</p>

公開草案	現行
<p>年) 改正会計基準では、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした。</p> <p><u>20XX 年改正会計基準では、金銭債務の会計処理は変更しないものの、従来の償却原価法に基づいて算定された価額は金利差額調整法による償却原価とされたため、金銭債務の収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価をもって貸借対照表価額とすることとした。</u></p>	<p>年) 改正会計基準では、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とすることとした <u>(第 26 項参照)</u>。</p>
<p>6. 金融保証契約</p> <p>90-2. <u>20XX 年改正前の本会計基準においては、金融保証契約に関する取扱いを定めておらず、その代わりに、金融商品実務指針において債務保証契約についての定めを設けていた。20XX 年改正会計基準においては、予想信用損失モデルの導入に伴い、金融保証契約が予想信用損失モデルの対象となることを明確に定めるため、本会計基準において金融保証契約の定義を設けた。その際、クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブについては、金融保証契約に該当しない旨を明確にした (本会計基準注 8-2 参照)。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>90-3. <u>金融保証契約の定義を取り入れる際に、金融保証契約の保証の対象を金銭債務と IFRS 第 9 号の用語である「負債性金融商品」のいずれの用語を用いるかについて検討を行った。20XX 年改正会計基準の公表時点では、IFRS 会計基準において負債性金融商品は定義されておらず、用語の意味を解釈するにあたって判断を適用するとさ</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p><u>れている。検討の結果、日本基準において負債性金融商品に最も近いと考えられる金銭債務を用いることとし、今後の IFRS 会計基準における進展があった場合に、必要に応じて金融保証契約の定義を見直すことを検討することとした。</u></p>	
<p><u>90-4. 金融保証契約の発行者における会計処理については、原則として、(1) 予想信用損失の金額と(2) 発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とする定めを設けることとした（本会計基準第 26-2 項参照）。(1) 予想信用損失の金額と(2) 発生の認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とする点については、金融保証契約に関する負債が二重に計上されることを避けるためである。</u></p> <p><u>また、当該定めを設ける際に参考とした IFRS 第 9 号では、発行者における金融保証契約を含む金融負債は当初認識時に公正価値で測定しなければならないとしており、また、反証がない場合には、金融保証契約の発行時の公正価値は受け取ったプレミアムにほぼ等しくなるものとされている。この点、金融商品実務指針においても、金融負債の当初認識は金融負債の時価により測定するとしており（金融商品実務指針第 29 項）、市場において一般的な料率で契約を締結している限りにおいては、前受保証料を時価とみなして、発生の認識時の価額とすることができるものと考えられる。</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>7. 当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約</p> <p>90-5. <u>20XX年改正前の本会計基準は、当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する取扱いを定めておらず、その代わりに、金融商品実務指針において定めを設けていた。ここで、予想信用損失モデルの導入に伴い、予想信用損失モデルの対象となることを明確に定めるため、本会計基準において当座貸越契約及び貸出コミットメントの定義を設けるとともに、貸出コミットメント等の発行者においては予想信用損失の金額をもって貸借対照表価額とする定めを設けることとした（本会計基準第26-3項及び注8-3参照）。</u></p> <p><u>また、20XX年改正前の金融商品実務指針は、当座貸越契約について「これに準ずる契約を含む」としていたが、IFRS第9号におけるローン・コミットメントの範囲とより整合的になるように、貸出コミットメントについても「準ずる契約」に関する定めを設けている。</u></p> <p><u>なお、20XX年改正会計基準の審議において、市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの発行者における定めに関して、IFRS第9号と同様の定めを設けるかどうかについて検討を行った。この点、市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントは一般的ではないという意見が聞かれたことを踏まえ、当該定めを取り入れる必要性は必ずしも高くないと考えられることから、当該定めを取り入れないこととした。</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>8. 購入又は組成した信用減損債権</p> <p>90-6. <u>20XX年改正前の本会計基準においては、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額を貸借対照表価額としなければならないと</u>していた。</p> <p><u>この点、20XX年改正会計基準では、購入又は組成した信用減損債権について、信用調整を行わない実効金利を用いた償却原価に基づいて貸借対照表価額を算定する定めに対する例外として、信用調整後の実効金利を用いた償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする定めを関連する用語の定義とともに設けることとした（第26-4項及び注8-5参照）。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>V. 予想信用損失の算定</p> <p>1. 基本的考え方及び予想信用損失の算定方法</p> <p>91. <u>20XX年改正前の本会計基準においては、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を、①経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（一般債権）、②経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能</u></p>	<p>V. 貸倒見積高の算定</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>91. 本会計基準では、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を、①経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権（一般債権）、②経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対</p>

公開草案	現行
<p>性の高い債務者に対する債権（貸倒懸念債権）及び③経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（破産更生債権等）に区分し、その区分ごとに貸倒見積高の算定方法を示すこととしていた。</p>	<p>する債権（貸倒懸念債権）及び③経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権（破産更生債権等）に区分し、その区分ごとに貸倒見積高の算定方法を示すこととした（第 27 項及び第 28 項参照）。</p>
<p>91-2. <u>20XX 年改正会計基準においては、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みとして、予想信用損失モデルを本会計基準に導入し、期末において債権等の発生認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づいて債権等に係る信用リスクが著しく増大しているかを判定した上で、(1)期末において信用リスクが著しく増大していない債権等については 12 か月の予想信用損失を算定し、(2)期末において信用リスクが著しく増大している債権等については全期間の予想信用損失を算定することとした(第 27 項及び第 28 項参照)。これに伴い、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等の区分を廃止することとした。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>92. <u>(削 除)</u></p>	<p>2. 貸倒見積高の算定方法</p> <p>92. <u>一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定することができる。また、債務者が既に経営破綻等に陥っている場合には、個々の債権ごとに担保等により回収できない部分を貸倒見積高とすることが必要となる(第 28 項(1)及び(3)参照)。</u></p>

公開草案	現行
93. <u>(削 除)</u>	93. <u>これに対し、貸倒懸念債権については、一般債権と破産更生債権等の中間に位置し、個々の債権の実態に最も適合する算定方法を採用することが必要である。このため、貸倒懸念債権に係る貸倒見積高の算定方法としては、担保の処分見込額及び保証による回収見込額を考慮する方法の他、元利金の将来のキャッシュ・フローを見積ることが可能な場合、元利金のキャッシュ・フローの予想額を当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と当該債権の帳簿価額の差額を貸倒見積高とする方法を示し、債務者の状況や債務返済計画等が変わらない限り、いずれかの方法を継続して適用することとした(第28項(2)参照)。</u>
94. <u>(削 除)</u>	94. <u>なお、例えば、劣後債券、劣後受益権及び資産担保型証券のように債権の内容が特殊なものである場合には、当該債権の内容に応じて適切な貸倒見積高を算定する必要がある。</u>
95. <u>(削 除)</u>	95. <u>また、貸倒引当金の対象となる債権には未収利息が含まれるが、契約上の利息支払日を相当期間経過しても利息の支払が行われていない状態にある場合や、それ以外でも債務者が実質的に経営破綻の状態にあると認められる場合には、未収利息を収益として認識することは適当でないと考えられることから、このような状態に至った場合には、すでに計上している未収利息を取り消すとともに、それ以後の期間に係る未収利息は計上してはならないこととした。</u>

公開草案	現行
<p>95-2. <u>予想信用損失の算定にあたって、次の事項を反映する方法で算定することを IFRS 第 9 号の定めと同様に定めるかについて検討を行った。</u></p> <p>(1) <u>確率による加重計算</u></p> <p>(2) <u>貨幣の時間価値</u></p> <p>(3) <u>合理的で裏付け可能な情報</u></p> <p><u>審議の結果、国際的な比較可能性の観点から、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となるように、これらの定めを本会計基準に取り入れることとした（第 27-2 項参照）。</u></p>	(新 設)
<p>95-3. <u>また、審議において、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権について、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定する方法（以下「単純化したアプローチ」という。）を採用するかどうかについて検討を行った。</u></p>	(新 設)
<p>95-4. <u>IFRS 第 9 号においては、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる取引から生じた営業債権及び IFRS 第 16 号「リース」の範囲に含まれる取引から生じたリース債権に対して、単純化したアプローチの適用を要求又は許容している。IFRS 第 9 号は、この理由として、信用管理システムがそれほど洗練されていない企業のために信用リスクの増大を追跡調査する必要性を減少させること、及び重大な金融要素のない営業債権の大半は満期が 1 年</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p><u>未満であり全期間の予想信用損失と 12 か月の予想信用損失は同額となるか又は非常に類似するであろうといったコメントが関係者から寄せられたことを挙げている。</u></p>	
<p>95-5. <u>審議の結果、前項に記載した状況は我が国においても同じと考えられたため、20XX 年改正会計基準において、IFRS 第 9 号の単純化したアプローチを採用することとした。</u></p>	(新 設)
<p>VIII. 注記事項</p> <p>120-3. <u>20XX 年改正会計基準においては、金融商品に関する全般的な開示目的を設けることとした(本会計基準第 40-A1 項参照)。これは、信用リスクに関する開示目的を予想信用損失適用指針に設けるにあたり、予想信用損失適用指針よりも上位の本会計基準において金融商品に関する全般的な開示目的を定めるべきであると考えられたためである。</u></p>	<p>VIII. 注記事項</p> <p>(新 設)</p>
<p>IX. 20XX 年改正会計基準の適用時期等</p> <p>1. 適用時期</p> <p>120-4. <u>20XX 年改正会計基準は、次の点を踏まえ、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を 3 年程度とすることとした(第 41 項(7)参照)。</u></p>	(新 設)

公開草案	現行
<p>(1) <u>これまでに当委員会が公表してきた会計基準については、会計基準の公表から原則的な適用時期までが1年程度のものが多い。</u></p> <p>(2) <u>財務諸表作成者における準備期間の観点からは、一般事業会社を想定すると、金融商品会計基準等の改正等の影響が必ずしも大きくないと考えられるため、一般的な取扱いと同様に原則的な適用時期までの期間を1年程度とすることが考えられる一方、金融機関を想定すると、データ整備及びシステム開発などに時間を要すると考えられる。</u></p> <p><u>他方、20XX年改正会計基準の適用開始に係る実務上の負担への対応として、簡素化された予想信用損失の算定方法を設けていることに加え、実効金利法の適用に関する経過措置を設けていることも勘案することが考えられる。</u></p> <p>(3) <u>国際的な会計基準の適用時期からの乖離の観点からは、IFRS第9号の原則的な適用時期が2018年1月であり、会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を長く設ける場合、我が国における実務が国際的な実務と整合的なものとなるまでの期間が長くなるため、原則的な適用時期までの期間を短めに設定することが考えられる。</u></p> <p>(4) <u>関連諸制度との関係の観点からは、20XX年改正会計基準の影響が大きいと考えられる金融機関に対する監督が関連すると</u></p>	

公開草案	現行
<p><u>考えられる。この点については、原則的な適用時期までの準備期間として3年以上の期間が置かれる必要性が極めて高いとの見解が聞かれている。</u></p> <p><u>また、早期適用については、早期適用に対するニーズが存在することを考慮して認めることとし、その際、20XX年改正会計基準と同時に公表又は改正された一連の会計基準等についても同時に適用することとした（第41項(8)参照）。</u></p>	
<p>2. 経過措置</p> <p><u>120-5. 20XX年改正会計基準の適用に関して、IFRS第9号と同様に適用初年度より前の期間について遡及適用を求めず、事後的判断を使用せずに遡及適用が可能な場合にのみ遡及適用を行うことができる定めを設けるか、一律に遡及適用を求めず適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減する定めを設けるかについて検討を行った。</u></p> <p><u>審議の結果、予想信用損失の算定については見積りの要素が強いため、事後的判断を使用しないことが困難であり、また、事後的判断が使用されているかどうかに関する検討に伴うコストを避けることを重視して、一律に遡及適用を求めないこととした。</u></p>	<p>(新 設)</p>

公開草案	現行
<p>120-6. このため、20XX 年改正会計基準の適用初年度においては、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することとし（第 44-3 項参照）、また、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことは要しないこととした（第 44-4 項参照）。</p>	<p>（新 設）</p>
<p>X. 2008 年（平成 20 年）改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正</p>	<p>Ⅷ. 2008 年（平成 20 年）改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正</p>
<p>XI. 2019 年改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正</p>	<p>X. 2019 年改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正</p>

XII. 20XX 年改正会計基準の公表による他の会計基準等についての修正

123. 20XX 年改正会計基準の公表に伴い、当委員会が公表した会計基準等については、次の修正を行う（下線は追加部分、取消線は削除部分を示す。）。

(1) 企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第 56 項

会計上の見積りの変更のうち当期に影響を与えるものには、当期だけに影響を与えるものもあれば、当期と将来の期間の両方に影響を与えるものもある。例えば、~~回収不能債権に対する~~ 予想信用損失貸倒見積額の見積りの変更は当期の損益や資産の額に影響を与え、当該影響は当期においてのみ認識される。一方、有形固定資産の耐用年数の見積りの変更は、当期及びその資産の残存耐用年数にわたる将来の各期間の減価償却費に影響を与える。このように、当期に対する変更の影響は当期の損益で認識し、将来に対する影響があれば、その影響は将来の期間の損益で認識することとなる。

(2) 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」〔設例 5〕2. (2)④

(略)

(*3) X2 年 4 月 1 日交付社債に係る 金利差額調整法における定額法償却原価法による差額の認識(償却)：40(=200÷5 年)

(略)

(*5) X3 年 3 月 31 日現在の A 社の交付した社債 10 口の時価総額は 500 であったため、X3 年 3 月 31 日に A 社は額面 100(時価 50)の社債 6 口(= (800-500)÷@50)を追加的に交付した。A 社は、条件付取得対価の交付が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点である X3 年 3 月 31 日に、追加交付する条件付取得対価を、その時点の時価で認識することになるため、追加交付した社債に係る差額：(100-50)×6 口=300 を X3 年 3 月 31 日現在で算定するが処理は行わず、金利差額調整法における定額法償却原価法により社債の償還期間について、将来にわたり翌年度から認識(償却)する。

また、企業結合日(X2 年 4 月 1 日)現在で交付している社債を X3 年 3 月 31 日時点の時価に修正し、当該修正により生じた X3 年 3 月 31 日現在の社債ディスカウントの増加額 300(= (80-50)×10 口)(社債発行差金相当額)について、X3 年 3 月 31 日時点では処理を行わず、金利差額調整法における定額法償却原価法により社債の残存している償還期間について、将来にわたり翌年度から認識

(償却)する(第47項(2)参照)。

(3) 企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」

① 第28項 第1段落

前項で示した物価連動国債について、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものとして区分処理せず、その他有価証券とした場合には、他の債券と同様に、まず金利差額調整法による償却原価法を適用し、その上で償却原価と時価との差額を評価差額として処理する(移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」第74項)こととなる。金利差額調整法による償却原価法を適用する際、物価連動国債の元本及びクーポン受取額を合理的に予測することが必要となり、これには、例えば、期末時点における残存期間が同程度の通常の国債の利回りと物価連動国債の予想利回りとの差額に基づいて見積られた想定元金額及び償還金額を用いて金利差額調整法による償却原価法(利息法又は定額法)を行い、同じ手法によって想定元金額及び償還金額を每期見直す方法(見積りの変更であるため、当該年度以降の再計算に含める。)の他、取得価額が取得時の想定元金額と一致している場合において期末時点における想定元金額を当期末の償却原価とみなす方法なども含まれると考えられる。[設例2]

② 第29項

2006年4月改正前の金融商品会計実務指針では、損益を調整する複合金融商品については、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性がない場合であっても、区分処理することとされており、本適用指針では、2006年4月改正前の金融商品会計実務指針の考え方を引き継ぐものとした。すなわち、利付金融資産又は金融負債の中に金利、物価指数又は一定の信用リスクに係るデリバティブが組み込まれている場合には、これらの経済的性格及びリスクは緊密な関係にあるため、通常、金利差額調整法による償却原価法などを通じて毎期の損益は適切に計上されることとなるが、組込デリバティブ(現物の利付金融資産又は金融負債の経済的性格及びリスクと緊密な関係にあるものを含む。)にレバレッジがかかっていることなどにより損益を調整する複合金融商品は、区分処理することとなる(第7項参照)。

③ [設例2]

物価連動国債における金利差額調整法による償却原価法の適用

1 前提条件

(1) B社(3月末決算)はX0年4月1日に、次の条件で物価連動国債を購

入し、その他有価証券として計上した。金利差額調整法による償却原価法は、定額法を採用している。

(略)

2 想定元金額及び各期末の受取利息額の算定 (1年後)

金利差額調整法による償却原価法を適用するにあたり、本設例においては、期末時点における残存期間が同様の通常の国債の利回りと物価連動国債の予想利回りとの差額に基づいて見積られた想定元金額及び償還金額を用いることとする。

(略)

4 会計処理

(1) X1年3月31日(決算日)

(略)

なお、金利差額調整法における利息法による場合、金利調整差額の償却額は1,000(=100,000(1年目期首の想定元金額)×5.04%(1年目の実績値に基づくキャッシュ・フローの予測による~~割引実効~~実効利率)－4,040(受取利息額))、その他有価証券評価差額金は4,000(=105,000－101,000)となる。

また、取得価額が取得時の想定元金額と一致している場合において期末時点における想定元金額を当期末の償却原価とみなす方法によるときには、金利調整差額の償却額は1,000(=101,000(1年目末の想定元金額)－100,000)、その他有価証券評価差額金は4,000(=105,000－101,000)となる(取得価額が取得時の想定元金額と一致していない場合には、期末時点における想定元金額に、取得価額と取得時の想定元金額との差額を金利差額調整法における利息法(継続適用を条件として金利差額調整法における定額法も可)により加減した金額を当期末の償却原価とみなす方法によることなども認められると考えられる。)

(2) X2年3月31日(決算日)

(略)

なお、金利差額調整法における利息法による場合、金利調整差額の償却額は3,030(=101,000(2年目期首の想定元金額)×7.12%(2年目の実績値に基づくキャッシュ・フローの予測による~~割引実効~~実効利率)－4,161(受取利息額))、その他有価証券評価差額金は15,970(=120,000－(101,000+3,030))となる。

(略)

(4) 企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」

第 3 項(2)①

開示対象特別目的会社との取引金額等には、会社と開示対象特別目的会社との間（開示対象特別目的会社間も含む。以下同じ。）で当期に行った主な取引の金額（資産の譲渡取引額など）又は当該取引の期末残高（資金取引に係る債権債務や金融債務保証契約による保証、担保などの額）、当期の主な損益計上額（譲渡損益、金融損益、投資からの分配損益、回収サービス業務による損益など）、開示対象特別目的会社の直近の財政状態（資産総額や負債総額）が該当する。

(5) 企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」〔設例 1〕 1. (5)

償却原価法の適用にあたっては、金利差額調整法における定額法によるものとする。

(6) 企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」

① 第 9 項(5)

自己が資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の概ね過半について融資（金融債務保証契約による保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っている企業（金融機関が通常の取引として融資を行っている企業を除く。）

② 第 15 項(2)

自己の計算において他の会社の議決権を直接所有していないが、緊密な者及び同意している者を通じて議決権の過半数を間接的に所有している場合で、当該他の会社が債務超過の状況にあり、金融債務保証契約による保証を行っていること等により当該債務超過額を負担することとなっているとき

(7) 企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」〔設例 1〕

2. (1)①

A 社は、売掛金につき、予想信用損失貸倒見積高に基づき算定した貸倒引当金を控除している。当該貸倒引当金の計上額のうち税務上の損金算入限度超過額（貸倒引当金繰入限度超過額）は、X1 年 3 月期に 1,000、X2 年 3 月期に 500 生じている（貸倒引当金繰入限度超過額の累計額は、X1 年 3 月期は 1,000、X2 年 3 月期は 1,500 である。）。X3 年 3 月期において当該貸倒引当金は、その全額について、税務上の損金に算入される要件（法人税法第 52 条）を満たすものとする。

(8) 企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第 45 項

負債の時価の算定にあたっては、当該負債の時価を算定する単位に基づき、負債の不履行リスクの影響を反映するとしている（会計基準第 15 項及び本適用指針第 22 項参照）。第三者の信用補完（例えば、第三者による~~金融債務保証契約による保証~~）が付された負債であって、当該第三者の信用補完が負債とは別に処理される場合には、負債の時価の算定には、保証人である第三者の信用リスクではなく、企業自身の信用リスクを考慮することに留意する（第 21 項参照）。

(9) 実務対応報告第 2 号「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」

Q10 の A 第 3 段落

また、上記なお書きに従って当該損失見積額を処理することが求められるときを除き、解散又は脱退による損失の発生の可能性が高いか、又は、可能性がある程度予想される場合~~（注）~~には、当該解散又は脱退が翌期以降の財務諸表に与える影響額（影響額の見積りが不可能な場合には、影響額に代えてその旨）を当期の財務諸表に注記することが必要である。

(注) ~~（削 除）損失の発生の可能性は、①高い場合、②ある程度予想される場合、③低い場合があり、また、それぞれ金額の見積りが可能な場合と不可能な場合があり得る。このような考え方については、日本公認会計士協会 監査委員会報告第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」4(3)が参考となる。~~

(10) 実務対応報告第 6 号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」

① 1. 第 1 段落

デット・エクイティ・スワップは、債権者と債務者の事後の合意に基づき、債権者側から見て債権を株式とする取引であり、債務者が財務的に困難な場合~~（実行時に、貸倒懸念債権、破産更生債権等に該当する場合に限らない。）~~に、債権者の合意を得た再建計画等の一環として行われる場合が多い。こうした中、本実務対応報告は、債務者が財務的に困難な場合に行われるデット・エクイティ・スワップを対象とする。

② 2. (2) 第 2 段落

ここでいう消滅した債権の帳簿価額は、取得原価又は償却原価から貸倒引当金を控除した後の金額をいう（金融商品実務指針第 57 項(4)参照）。なお、控除する貸倒引当金には、~~貸倒懸念債権、破産更生債権等に対して個別に引当てたもののみならず、例えば、銀行等金融機関における要管理先に対する債権に係る貸倒引当金を集合的な単位で算定している場合には、集合的な単位で算定した貸倒~~~~など総括的な~~引当金のうち当該債権に対応する部分も含まれる。また、

デット・エクイティ・スワップを行うにあたり、債権者が一定額の債権放棄を行う場合には、当該債権放棄後の帳簿価額をいう。

(11) 実務対応報告第 8 号「コマーシャル・ペーパーの無券面化に伴う発行者の会計処理及び表示についての実務上の取扱い」1. 貸借対照表

発行した電子 CP については、原則として償却原価法に基~~づいて算定された価額~~をもって、貸借対照表価額とし（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）第 26 項）、流動負債において「短期社債」又は従来の手形 CP と同様に「コマーシャル・ペーパー」等の当該負債を示す名称を付した科目をもって掲記する。なお、その金額に重要性がない場合には、流動負債において「その他」に含めて表示することができる。

(12) 実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」BC37 項

本実務対応報告の対象となる電子決済手段は、公社債や資金決済法における暗号資産のように時価のある場合も想定されるが、金融商品会計基準第 67 項では、「金融負債は、借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を時価により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、デリバティブ取引により生じる正味の債務を除き、債務額（ただし、社債を社債金額よりも低い価額又は高い価額で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基~~づいて算定された価額~~）をもって貸借対照表価額とし、時価評価の対象としないことが適当であると考えられる。」としている。

(13) 移管指針第 2 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」

① 第 9 項

各期に配分された外貨建金銭債権債務等に係る為替予約差額は、為替差損益に含めて表示するが、合理的な方法により配分された直先差額は、~~金融商品会計実務指針における債券に係る償却原価法に準じて、~~利息法又は定額法により利息の調整項目として処理することができる。

② 第 13 項

外貨建満期保有目的債券に実効金利法による償却原価法を適用する場合、当期償却額に係る円換算額と換算差額は次のように算定し、処理する〔設例 6 参照〕。

① 実効金利法による償却原価法の適用による当期償却額は、外貨建ての当期償却額を期中平均相場により円換算し、利息の調整項目として処理する。

② 為替相場の変動に基づく当期の換算差額は、以下の手順で計算し、為替差損益として処理する。

ア. ~~外貨建ての償却原価法に基づいて算定された価額（以下「償却原価」という。）~~を決算時の直物為替相場により円換算した額から取得時（当期取得の場合）の帳簿価額又は前期末の貸借対照表価額を控除する。

イ. アから上記①で算定した額を控除する。

③ 第 15 項

外貨建その他有価証券の決算時の円貨額は、原則として外貨による時価を決算時の直物為替相場により換算して算定する。市場価格のない外貨建株式等については、取得原価を決算時の直物為替相場により換算する。その他有価証券に区分された外貨建債券に金融商品会計実務指針第 74 項に基づき金利差額調整法による償却原価法を適用する場合の当期償却額は、第 13 項①に準じて処理する。

④ 第 19 項 第 2 段落

また、金融商品会計基準第 20 項では、「~~満期保有目的の債券、~~子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。」とされている。また、「著しく下落した」かどうか、及び「回復する見込がある」かどうかは金融商品会計実務指針第 91 項に従い判断することになるが、外貨建有価証券の場合、この「著しく下落した」かどうかは、外貨建ての時価と外貨建ての取得原価とを比較して判断する。

⑤ 第 54 項 第 1 段落

為替予約差額の各期への合理的な配分額の損益計算書上における表示方法には、全て為替差損益として表示する考え方とその性質によって各々異なった科目を使用する考え方がある。外貨建金銭債権債務等に係る為替予約差額のうち各期への配分額は、為替差損益に含めて表示することを原則とするが、合理的な方法により配分された直先差額は、~~金融商品会計実務指針第 70 項における債券に係る償却原価法に準じて、~~利息法又は定額法により利息の調整項目として処理することができる」とされている。これは、金額的に重要な財務取引については、通常、2通貨の金利差を主たる要因とする直先差額を、運用利回り又は調達コストの金利計算を構成するものとして計算しているから、期間配分される直先差額を利息の調整項目とすることにより経済実態が適切に表現されることになるためである。

⑥ 第 56 項 第 1 段落

金融商品会計基準第 16 項では、「満期まで所有する意図をもって保有する社

債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額取得原価をもって貸借対照表価額とする。~~ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。~~とされている。また、注解(注9)では、「外貨建金銭債権債務及び外貨建債券について償却原価法を適用する場合における償却額は、外国通貨による償却額を期中平均相場により円換算した額による。」とされている。この償却原価法を適用する場合の償却額は、会計期間を通じて平均的に発生したものと考えられるため、外国通貨による償却額を期中平均相場により換算することとされたものである。この換算処理により生じた差額は為替差損益等として処理する。

⑦ 第62項 第1段落

~~満期保有目的の債券~~、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち時価のある外貨建有価証券について減損処理が必要かどうかの判断は、時価が著しく下落したかどうか、かつ、回復する見込みがあると認められるかどうかにより行うことになる。この時価が著しく下落したか否かの判断は、外貨建ての時価と外貨建ての取得原価とを比較して判断することとした。

⑧ 設例6

1. 前提条件

- (1) A社(3月決算)は、X1年1月1日に既発の外貨建B社社債を94ドルで取得した。取得時の直物為替相場は1ドル=110円であった。この債券については、金融商品会計実務指針で定めている満期保有目的の要件を満たしているものである。なお、~~取得価額と債券金額(額面)との差額は、全て金利の調整部分(金利調整差額)であるとして金利差額調整法における償却原価法(定額法)~~を適用するものとする。

(略)

2. 会計処理 (金利差額調整法における定額法を償却原価法の簡便法採用)

(略)

- (2) X1年3月31日(決算日)

(略)

* 償却額(帳簿価額への加算額)の計算

債券の取得差額のうち、金利差額調整法における定額法による当期の月数按分相当額(ドル建て)を期中平均相場で換算する。

(略)

⑨ 設例7

1. 前提条件

- (1) A社(3月決算)は、X1年1月1日に既発の外貨建債券を94ドルで取得した。取得時の直物為替相場は1ドル=110円であった。この債券については、満期まで所有する意図をもって保有するものである。~~なお、取得価額と債券金額(額面)との差額については、全て金利の調整部分(金利調整差額)であると考えられる。~~

(略)

2. 会計処理(金利差額調整法における定額法を償却原価法の簡便法採用)

(略)

(14) 移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」Ⅲ 1. (4) [甲社] ③(注)

社債を社債金額よりも低い価額で発行した場合には、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならないが(企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」第26項)、本設例では、説明の便宜上、キャッシュ・フロー計算書を作成する場合に必要な仕訳において、当該差額を「社債発行差金(社債控除)」、その償却額を「社債発行差金償却費(社債利息)」として表記することとする。

(15) 移管指針第10号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」

① 第7項(8)

譲渡人が譲受人の不動産購入に関して譲受人に融資又は金融債務保証契約による保証を行っている場合

② 第14項(7)

譲渡人が譲受人の不動産購入に関して譲受人に融資又は金融債務保証契約による保証を行っている場合は、融資額又は保証額がリスク負担の金額となる。

以上